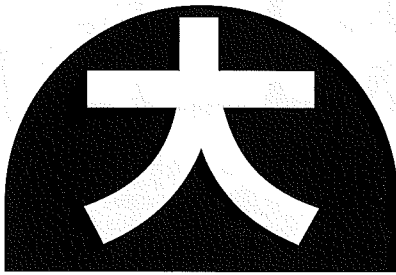
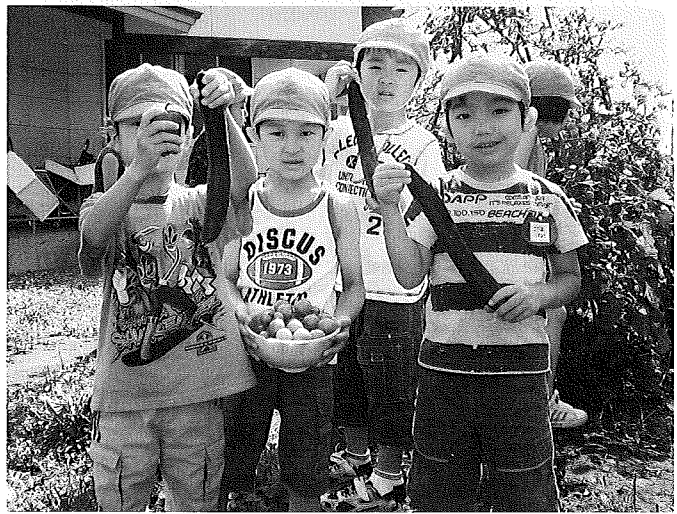
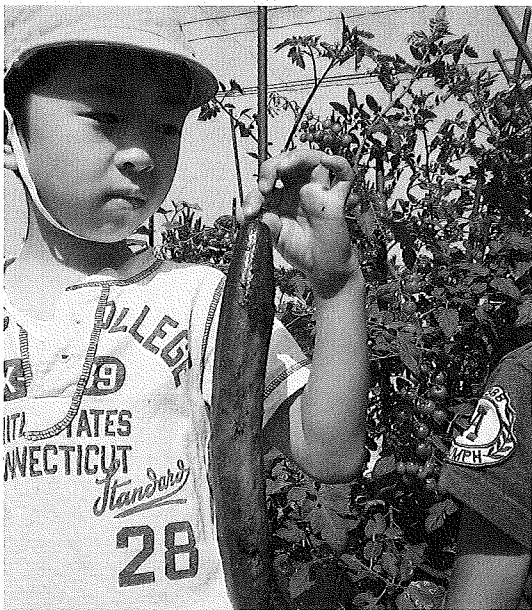


第51号



# 館市農業委員会だより

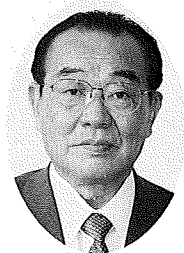
●発行／大館市農業委員会 ●所在地 大館市字三ノ丸13-19  
☎0186-43-7129



野菜を収穫する子どもたち  
(扇田保育園)

あけましておめでとう  
ございます。

昨年は農地法等の一部改正が行われました。改正前の農地法の基本的な考え方は「耕作者の農地取得の促進」でしたが、改正により食糧の安定供給の確保に資するため、「農地の減少を食い止める」とともに農地を最大限に利用する」に改められました。戦後の農地改革で193万haの農地が開放され、これにより46%程度であった小作率は10%未満となりました。この改革によって、広範な自作農層が創設され、民主化の基礎が築かれた事により戦後日本の発展に寄与した事は周知のとおりです。ところが、現在我が国の農業の実態は、後継者不足、就業者の高齢化、遊休地・耕作放棄地の増加等、課題が山積しており、中でも食糧自給率向上のための優良農地の確



大館市農業委員会

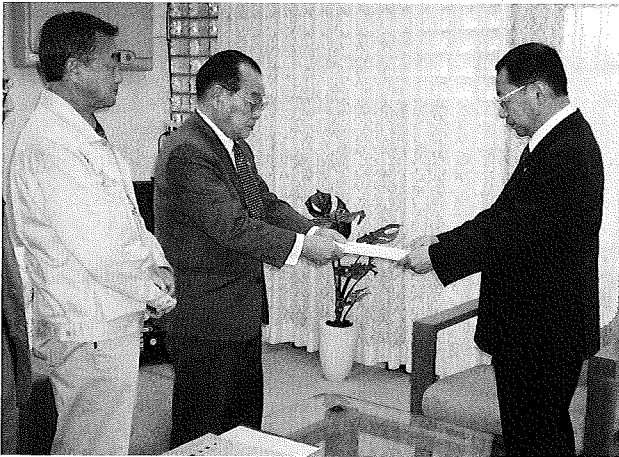
会長 虻川 喜正

保と、その有効利用、担い手への面的集積の促進などが重要となっております。

政権移行後の政府は、政権公約である「農業者戸別所得補償制度」の導入や、米国との自由貿易協定締結の促進などを掲げ、今迄の農業政策を大きく転換させようとしています。地域農業の担い手が、これまで作り上げてきた農業経営を継続出来るようにすること、とりわけ、若い担い手が農業に誇りと意欲をもって取り組んでいく事ができるようにすることが必要です。厳しい経営環境の中で大館市農業を発展させるため、微力ながらその実現に全力をあげ、最善の努力を傾ける所存であります。

皆様方のご支援、ご協力を心からお願ひ申し上げます。新年のご挨拶いたします。

# 面的集積の促進を要請 建議書を提出



小畑市長に建議書を手渡す虻川会長

昨年11月16日、平成22年度大館市農政施策の推進にあたって要望事項を集約した建議書を小畑市長に提出しました。当日は、市長の他に市産業部長、農林課長も出席、はじめに虻川会長が「農業委員会法第6条の規定に基づき大館市農政施策に関して建議するので特段のご高配をお願いしたい」と建議書を市長に提出し、

## 平成22年度建議の要旨

### 1. 農政の課題について

- 集落営農への理解を深めるための方策を検討していただきたい。
- 農作業の効率化と耕作放棄地対策として農地の面的集積が促進されるようお願いしたい。
- 耕作放棄地を解消するため、付加価値を生み出せる作物の普及指導をお願いしたい。

### 2. 農業生産振興施策について

- 食糧自給率向上のため中長期的な農業政策の推進と面的集積、農地の基盤整備をお願いしたい。
- 地元の食材を使った食育活動の実施と農業の意義を理解してもらえ、グリーンツーリズムの実現のためご指導をお願いしたい。

### 3. 農村振興施策について

- 若い後継者への移行がスムーズに行われるよう、収入確保政策の実施や農村地域のインフラ整備をお願いしたい。

### 4. 農業委員会体制の整備強化について

- 農地法改正により、農業委員会が果たすべき役割が質、量ともに増加することから、予算確保と体制の整備強化をお願いしたい。

渡邊会長職務代理者が内容を説明しました。その後、市長と出席した農業委員は意見交換を行い、農業委員からは建議書をもとに現場の代表

者として意見が話され、市長からは「今年4月に作った農業公社は農地の実態を隅々まで調べ、耕作放棄地については所有者に今後どのような

いか意向調査を行ってき、そのデータを農業委員会に渡すので、あつせんなどの取り組みを行っていただきたい」などの考え方が示されました。

# 農業委員の任務分担

会長 虻川喜正 (公選・櫃崎) 会長職務代理者 渡邊久雄 (公選・五日市)

総務小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業委員会委員選挙人名簿登録申請書の審査</li> <li>農業委員会だよりの発行と農家意向調査</li> <li>農政の推進に関する意見の公表と建議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業委員会の活動と事業計画</li> <li>農政情報の提供と農政課題に対しての諮問と答申</li> </ul>
	◎菅原久隆 (公選・中羽立) 角田利秋 (公選・鉄砲場) 畠山豊実 (公選・別所) 羽賀佐助 (公選・比内前田) 山内俊幹 (公選・中羽立) 伊藤敬子 (学識・ニツ森)	○斎藤一子 (公選・田ノ沢) 村上隆 (公選・塞の神) 高橋清 (公選・水沢) 岸喜一 (公選・笹館) 長崎祥悦郎 (改良区・立花1区) 【◎は委員長、○は副委員長】
農地調整小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地法(農地の売買、集積、あっせん、転用等)関係業務</li> <li>競売適格証明書交付申請の審査と処理</li> <li>耕作放棄や遊休農地の調査と解消対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕作証明書の発行</li> <li>農地紛争の処理</li> <li>現況非農地証明書の交付及び処理</li> </ul>
	◎石代博 (公選・長走) 畠山薫 (公選・曲田) 石田のぶ子 (学識・大下町) 高橋宏 (公選・繫沢) 糸屋由衛門 (公選・中山)	○佐藤光明 (公選・出口2) 伊藤昇 (公選・小館花) 高松忠芳 (農協・浦山) 北村鉄正 (公選・味噌内下) 渡辺修作 (公選・大茂内) 【◎は委員長、○は副委員長】
農業振興小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲の作柄調査の実施</li> <li>農作業標準賃金の策定</li> <li>経営知識普及、簿記、指導事業</li> <li>優良農地の確保と有効活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者年金事業の推進</li> <li>農地紛争の処理</li> </ul>
	◎菅原和久 (公選・釣田) 浅利重博 (公選・赤坂) 田畑宗秋 (公選・小坪川原) 畠山博実 (学識・松峰) 佐々木定俊 (公選・茂屋) 田村光弘 (公選・沢尻)	○畠山米蔵 (公選・松峰) 羽澤與三郎 (共済・水曲) 安部幸美 (公選・餅田2区) 小丹波潔 (公選・独鈷) 三浦昭男 (公選・商人留) 【◎は委員長、○は副委員長】

## 農業委員の交代について

農協選出の農業委員が昨年6月29日より、佐藤清孝委員から、高松忠芳委員に交代しました。佐藤委員には平成18年から3年間勤めていただいたことに感謝申し上げます。高松委員については右記のとおり、就任にあたっての抱負を述べていただいています。

## 高松忠芳〔農協・浦山〕

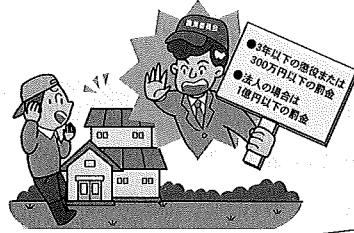


農業を営んでいる一人として、新農地法の下での農業基盤である農地を守り活かす手伝いが出来ればという思いで頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

# 農地制度が改正されました

## ◎違反転用に対する罰則が強化されました

・都道府県知事等による行政代執行制度が創設されるとともに、罰則が強化(罰金額の引き上げ)されます。



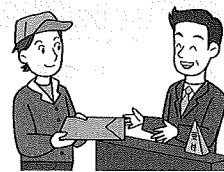
## ◎農地転用許可の対象が拡大されました



・許可不要であった、病院、学校等の公共転用も協議の対象となりました。

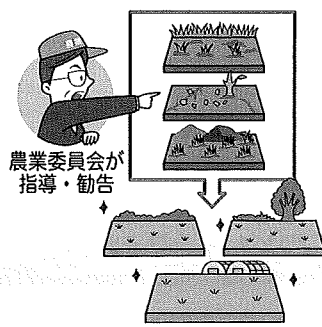
## ◎農地の相続は届出が必要となります

・相続によって農地を取得した人は、農業委員会に届出が必要となりました。



## ◎遊休農地対策が強化されました

・農業委員会が全ての遊休農地を対象に指導、勧告を行うようになります。また、農業者等が遊休農地のある旨を農業委員会に申し出る仕組み、所有者が判明しない遊休農地についても利用を図る措置等が新たに設けられました。



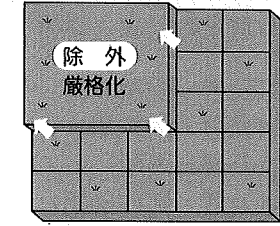
## ◎民法により20年以内とされている農地の賃貸借の存続期間が50年以内となりました

「農地制度の一部を改正する法律」が昨年12月に施行されました。

今回の改正は耕作者の地位の安定と食糧の安定供給を図るため重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化等によりその確保を図るとともに、農地の貸借に係る規制の見直し、農地の面的な利用集積を図る事業の創設等によりその有効活用を促進することを旨とするものです。

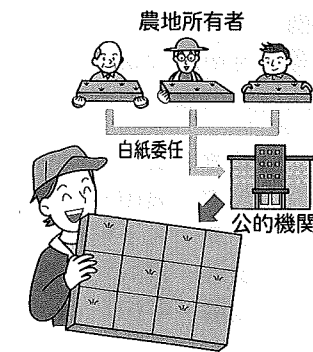
主な改正ポイントを記載しましたのでご参照願います。

## ◎農用地区域からの除外が厳格化されます



・農業振興地域内の農用地については、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合、同区域から除外できなくなります。

## ◎農地の面的集積が促進されました

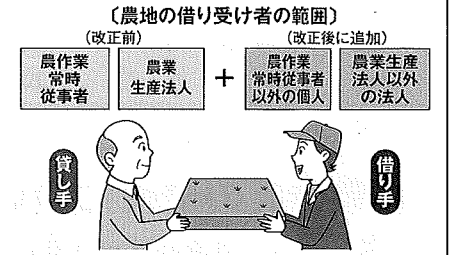


・農地利用集積円滑化事業の創設により、公的な信用力のある機関(市町村、市町村公社、農業協同組合等)が、多数の土地所有者から貸付等の委任を受け、農地の利用者へまとまった形で貸付を行う仕組みが導入されました。

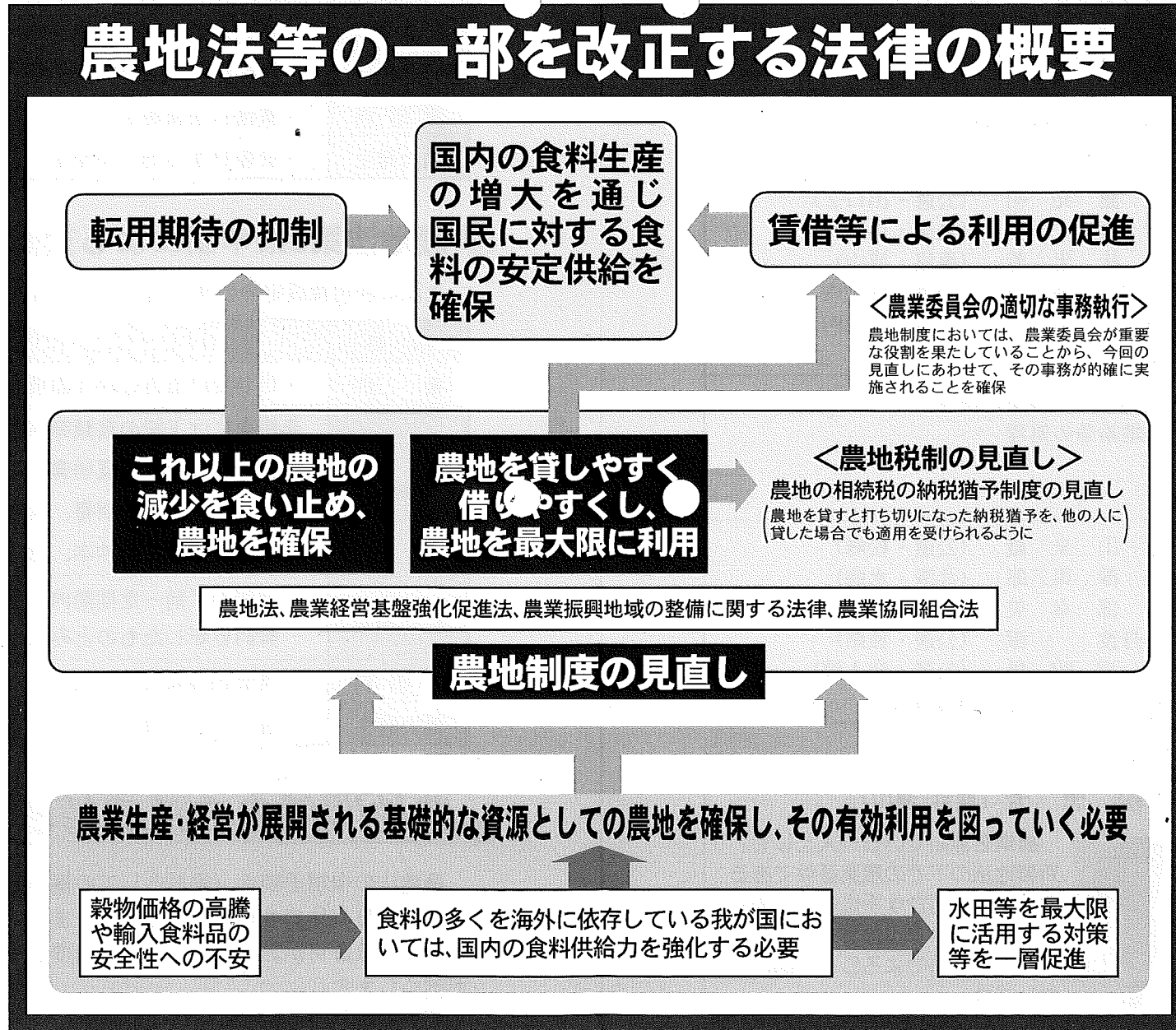
## ◎農地の貸借に係る権利移動や税制が見直され、さらに農地が貸しやすく、借りやすくなりました

・「農業生産法人以外の法人(業務執行役員のうち1人以上のものが農業に常時従事)」、「農作業常時従事者以外の個人」も権利設定ができるようになりました。

・農地の相続税納税猶予制度が見直され、農地を他の人に貸した場合でも適用が受けられます。



## ◎標準小作料制度が廃止され、地域における賃借料の目安とするため、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行います



# 農地の貸借手続き

農地の貸し借り手続きには下記の二つの方法がありますので、要件等に合わせて手続き願います。

## ● 利用権設定

簡単な手続きで農地の貸し借りができる「利用権設定」をご利用ください。

項目	内容
要件	・ 借り受ける方の要件は { 概ね年齢が65歳以下 耕作面積が1.6ha以上（新規借入分を含む）
手続き	・ 両者の印鑑（認印）のみで手続きできます。（農地法第3条申請の手続きは不要です）
契約期間	・ 契約期間は3年、6年、10年から選んでいただき、期間満了時に農地は返却されます。 ・ 再契約すれば継続できます。
賃借料	・ 賃借料情報等を参考にさせていただき、両者で協議して決定して下さい。
効力発生	・ 公告日から効力が発生します。

## ● 農地法第3条申請による貸借

上記の利用権設定の要件を満たさない場合は農地法3条申請による貸借手続きとなります。

項目	内容
要件	・ 借り受ける方の耕作面積が50アール以上（新規借入分を含む）必要です。
手続き	手続きには下記の書類等が必要です。 ・ 土地の全部事項証明書（法務局より） ・ 貸し人の印鑑証明書、実印 ・ 借り人の住民票抄本、認印
契約期間	・ 期間満了前一定期間内に更新拒絶の通知をしない限り、従前と同一条件でさらに契約更新したものとみなされます。
賃借料	・ 賃借料情報等を参考にさせていただき、両者で協議して決定して下さい。
効力発生	・ 許可日から効力が発生します。

## 農地関係の申請手続きは毎月20日までに（※1月だけ15日）

農地法の申請手続き（農地としての権利移動、転用、非農地証明、賃貸借の合意解約）等については、毎月20日（休日の場合は前開庁日）までに受付した申請を翌月上旬の総会で審議しております。転用については許可がおけるまで40日程度かかることから、お急ぎの際は早めに相談、申請されることをお勧めします。

なお、1月についてのみ締切日が15日となりますので、お間違いのないようお願いいたします。

## 大館市農地賃借料情報

平成21年1月から12月までに締結(公告)された農地の賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は以下のとおりとなっています。

### 【田の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
旧市内	14,778円	18,450円	5,000円	409
釈迦内	14,606円	18,450円	6,150円	169
長木	12,685円	16,000円	5,000円	222
上川沿	10,898円	15,000円	4,494円	283
下川沿	15,211円	25,000円	8,000円	127
真中	15,087円	20,000円	7,500円	113
二井田	14,476円	20,000円	6,150円	384
十二所	12,381円	18,450円	3,714円	330
花矢	11,632円	18,450円	6,150円	191
旧比内町	12,961円	20,000円	7,000円	411
旧田代町	11,058円	16,000円	5,969円	416
市全域平均額	13,052円			3,076

### 【畑の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
市全域	12,848円	16,000円	6,258円	28

※ データ数は、集計に用いた筆数です。

※ 【田の部】の「市全域平均」の平均額はデータ数による加重平均の値です。

※ 物納の場合、米60kg当り12,300円で算定しています。

## 全国農業新聞

発行：毎週金曜日・自宅直送  
B3版8～10ページ

購読料：月600円(送料とも)

購読の申し込みは農業委員会事務局  
TEL 43-7129まで

## 農家相談デー開催

農地に関するご相談について地元の農業委員が応じます。

相談日	時間
1月7日(木)	9時～12時
1月26日(火)	9時～12時
3月5日(金)	9時～12時

**会場** 農業委員会事務局  
旧大館地区の各地区公民館、  
比内・田代総合支所

**内容**

- ・農地を売買したい、賃借したい。
- ・農地を転用したい。
- ・親から子へ農地を贈与したい。
- ・農業者年金をもらいたい。
- ・集落営農について知りたい。
- ・不耕作地で迷惑している。

# ライフステージによって支払額を変えてみては？

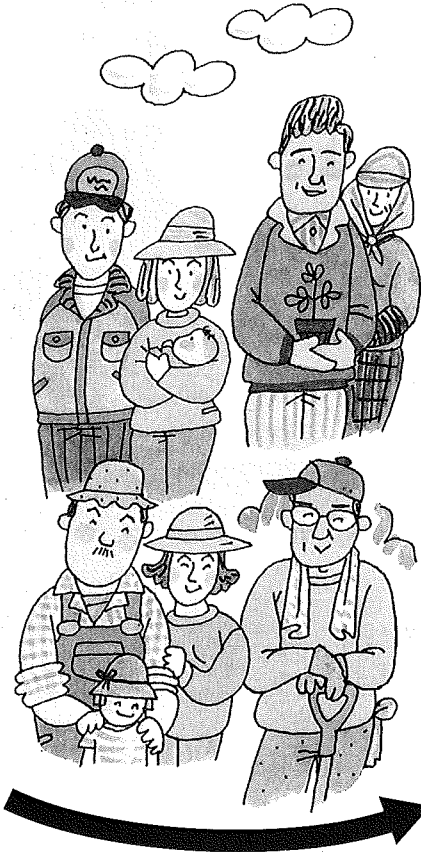
農業者年金は、経営や家計によって保険料を見直したり、  
脱退や再加入をしたりすることが可能です。  
農業で働く人のライフステージに寄り添った年金です。

20代

20代のメリットは少ない保険料でも長期にわたって支払えるため、結局はかなりの額を積み立てられる点です。老後なんてまだまだ先と思うかもしれませんが、20代から農業者年金に加入しておく、やがては大きな財産になります。30代、40代は何かとお金のかかる世代ですから、「今のうち」ということもしえるのではないのでしょうか。

50代

経営が安定期に入ると、頭を悩ますのは税金のことではないでしょうか。節税効果の高い農業者年金は民間の年金保険に比べると、はるかに有利な節税効果を見込めます。また、のんびりやっていきたいという場合には、脱退することも自由です。それまで支払ってきた保険料は、65歳から受給することができます。



30代

結婚をしているなら、自分のことだけではなく、パートナーの将来についてもキチンと考えていくことが必要でしょう。年間60日以上農業に従事しているなら、いろいろな点で有利な農業者年金に加入できます。また、35歳未満の認定農業者等の場合、保険料の国庫補助の中でも、もっとも有利な条件となる半額の補助（2万円のうち1万円）を受け取ることができます。

40代

子育て真っ最中の家庭では、家計が大変かもしれません。農業者年金保険料を1,000円単位で設定でき、いつでも保険料の見直しができます。そのときの経営状況に合わせる事が可能なのです。経営が波に乗っているなら、高額の保険料を設定し、この時代に老後のたくわえを固めておくというのも手です。

## 農業者年金を受給し続けるために

### ◎やり直して、加算つきへ

昭和60年4月1日以降に経営移譲年金の受給権が発生した方のうち、サラリーマン後継者に経営移譲した方で、後継者から農地の返還を受けて、再度、要件を満たす第三者に適格な経営移譲のやり直しを行った場合、加算付き経営移譲年金を受給できます。

### ◎農地の返還を受けたら

経営移譲年金を受給している方が、経営移譲した農地の返還を受けたり、新たに農地の権利を取得、農地転用を行ったときに、そのままにしておけば例外を除き経営移譲年金は支給停止となります。支給停止にならないためには、適格な処分が必要です。

**経営移譲年金受給者が、農地等の権利を動かす場合は、  
農業委員会へご相談ください。TEL 43-7129**